

令和7年度 所沢市行政不服審査会の答申の内容について

番号	事件内容	根拠法	申立日	諮問日	答申日	答申内容
1	児童クラブ入所保留処分取消請求事件	児童福祉法	令和7年2月19日	令和7年5月14日	令和7年6月13日	所沢市立児童クラブ入所保留処分に係る本件審査請求については、所沢市が公表する「放課後児童クラブ入所選考基準」に則った入所者選考により本件処分を決定しており、本件処分に行政手続法上の違法又は不当な点は認められないため、審査請求人の主張は本件処分を取り消す理由とは認められず、棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。
2	保育園入所保留取消請求事件	子ども・子育て支援法 行政手続法	令和7年2月10日	令和7年7月31日	令和7年8月20日	保育所入所保留処分に係る本件審査請求については、処分庁が発行する入園のしおり等により審査基準は概ね公開されているが、入園申請の際に、同時に既に在園している兄弟姉妹について転園申請した場合の基準は処分庁が審査基準として公開する書類に明記されていないことから、行政手続法第5条第2項に規定する審査基準を具体的に定め公表していたものと評価することはできず、不当な処分であると認められるため、本件処分は取り消されるべきである。